

令和6年5月28日

入札参加停止措置について

長浜市入札参加停止基準要綱に基づき、次のとおり入札参加停止とする。

1 入札参加停止業者

①株式会社魚国総本社

大阪府大阪市中央区道修町一丁目6番19号

②葉隠勇進株式会社

東京都港区芝四丁目13-3 PM0田町東10F

2 入札参加停止の期間

①令和6年5月28日から令和6年7月27日（2か月）

②令和6年5月28日から令和6年6月27日（1か月）

※長浜市入札参加停止基準要綱第6条第5項の規定により、本来の期間の2分の1とする。

3 入札参加停止の理由

長浜市入札参加停止基準要綱第3条・別表第2第7号（2）エに該当
（独占禁止法違反行為）

令和6年5月22日、公正取引委員会が、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対し、遅くとも平成29年2月7日以降、中学校スクールランチ調理等業務について受注価格の低落防止等を図ることを目的に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力・調整を行っていたとして、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。

長浜市入札参加停止基準要綱 別表第2

措置要件	期間（か月）
（独占禁止法違反行為）	
7 有資格業者が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（2）公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	
ア 市	9
イ 県内の他の公共機関	6
ウ 近畿府県内及び隣接県内の公共機関	3
エ 近畿府県及び隣接県以外の公共機関	2

【長浜市入札参加停止基準要綱 抜粋】

(入札参加停止の期間の特例)

- 第6条 有資格業者が一の事案により別表各号に定める措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって、入札参加停止の期間とする。
- 2 有資格業者が、別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36か月を限度とする。
 - 3 有資格業者が、別表第2第1号、第7号又は第8号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第1号、第7号又は第8号の措置要件のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、前項の規定により2倍の期間とする場合を除くものとし、また、その期間は36か月を限度とするものとする。
 - 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前3項の規定による入札参加停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
 - 5 前項に規定する場合のほか、別表第2第7号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該有資格業者の入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
 - 6 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による期間を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、36か月を限度として入札参加停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。この場合において、別表第2第7号又は第8号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を延長したと想定した場合の期間から当初の入札参加停止期間を控除した期間を限度として、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。
 - 7 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
 - 8 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。